

基準 10

2023/12/24作成

10 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例

2（4）にかかわらず、四年制大学の学科等において、特定の分野に関する強みや専門性を修得させるための活動等と免許状の教職課程の修得の両立を目的とした教育課程であることが認められる場合、二種免許状の教職課程の認定を受けることができる。なお、この場合の幼稚園教諭又は小学校教諭の教職課程については、2（5）及び（6）は適用しない。

▼令和5年9月28日事務連絡

1. 改正の要点

(1) 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例に係る改正

中教審答申を踏まえ、学生の強みや専門性を身に付ける活動と教職課程の履修の両立を目的とした教員養成が可能となるよう、4年制大学において、二種免許状の教職課程の認定を受けることができる特例を設ける。

3. 留意事項等

(1) 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例について

- ① 特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例（以下「強み専門性特例」という。）を活用し認定を受けることで、今後四年制大学においても二種免許状の教職課程の開設が可能となるが、強み専門性特例の趣旨は、資格取得や留学等の強みや専門性に係る活動等と一種免許状の取得の両立が困難である状況等を鑑みて、免許状取得との両立を目的とするための特例であるため、同一免許状の一種免許状の教職課程との併設を想定するものではないこと。
- ② 強み専門性特例の認定を受けようとする大学においては、別添の審査の観点を十分確認の上、申請を行うこと。なお、申請に当たっての様式等については、今後の説明会や手引き等において示す予定であること。

▼特定分野に強みや専門性を持つ学科等に係る特例に関する審査の観点（課程認定委員会決定）

教職課程認定基準（平成13年7月19日教員養成部会決定）10に規定する、特定の分野に強みや専門性を有する四年制大学の学科等が、二種免許状の教職課程を置く場合の審査に当たっては、以下の観点から審査を行うこととする。

1. 当該学科等において身に付ける強みや専門性に係る活動等が顕著であるか

身に付ける強みや専門性に係る活動等とは、一種免許状の教職課程を履修することとの両立が困難であると想定される程度のものを指す。

また、当該強みや専門性が、認定を受けようとする二種免許状を取得しようとする者に

対し、相乗効果を生み出すことが十分に期待できるものであり、単に既存の教職課程の授業科目を深化・発展させることを目指すものは該当しない。

例えば、データ活用、STEAM 教育、障害児発達支援、日本語指導、心理、福祉、社会教育、語学力、グローバル感覚等に関連する資格要件を踏まえた教育課程・教育プログラム等の履修、その他の一定程度の活動等が挙げられる。なお、これに限るものではない。

2. 当該学科等で身に付けることができる強みや専門性と認定を受けようとする免許状の種類が、地域や学校現場のニーズ等に応じたものであるか

教育委員会等からの要望、地域や学校における課題等を踏まえた教員養成を行うことが期待できるものであるか。

3. 身に付ける強みや専門性に係る活動等と二種免許状の教職課程の両立を目的とした教育課程等であるか

免許状を取得しようとする者が、当該学科等において強みや専門性を身に付ける活動等を十分に行いながら二種免許状を取得する際に無理のない教育課程が設定されているか。また、科目開設上の工夫や、履修指導の体制が十分に整備されているか。

4. 当該学科等の学位プログラムと当該学科等で身に付ける強みや専門性と の関係が認められるか

身に付ける強みや専門性に係る活動等は、当該学科等の学位プログラムを基礎として設定されたものであるか。当該学科等の目的・性格を歪めるものとなっていないか。

5. 二種免許状の課程認定基準等を満たしているものとなっているか